

注意



あわび、さざえ等の採取禁止

1個でも密漁です！
海のレジャーの際はご注意ください。

鳥取県の沿岸一帯には漁業権が設定されており、一般の方が
アワビ、サザエ、カキ、イガイ、タコ、
ナマコ、ウニ、ワカメなど
を採ることは禁止されています。

これらを採ると以下の内容で罰せられることがありますので、海のレジャーの際はご注意ください。

- 漁業権侵害 100万円以下の罰金
(特定水産動植物に指定されている
アワビ、ナマコを採捕した場合、
3年以下の懲役
又は3,000万円以下の罰金)

STOP!密漁!



ルールを守って楽しい海のレジャーを!

問合せ先

鳥取県庁漁業調整課 電話：0857-26-7318
ファクシミリ：0857-26-8131

